

東京都立公園指定管理者募集要項

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨・目的

東京都は、都立公園の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び東京都立公園条例（昭和 31 年東京都条例第 107 号）第 24 条の 7 の規定により、都立公園の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行う。

(2) 公園管理の基本方針

ア 都立公園は公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをしなければならない。

イ 都立公園は、都民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的として設置されたものである。その設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち、適正な管理運営に努め、都民の信頼に応えなければならない。

ウ 指定管理者は、都立公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営などにより、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。

(3) 公募の単位

都立公園の管理運営については、一体的な管理の下でサービスの向上や運営の効率化を図るため、対象都立公園を以下のグループに分けて、グループごとに指定管理者を募集する。

各グループの内訳は、東京都立公園指定管理者共通仕様書別紙 1 「公園概要一覧」を参照すること。

- | |
|-------------------------------------|
| A : 「都市部の公園・東部」 グループ（猿江恩賜公園ほか 6 公園） |
| B : 「都市部の公園・南部」 グループ（日比谷公園ほか 5 公園） |
| C : 「都市部の公園・北部」 グループ（戸山公園ほか 7 公園） |

2 公園管理の概要

管理対象公園（所在地、面積、主要施設等）や管理運営については、仕様書を参照すること。

3 応募資格

(1) 公園施設又はこれに類する施設に係わる維持管理業務の実績を有する団体であること。個人での申請はできない。

(2) 次のいずれかに該当する団体は、応募することはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により東京都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第 2 項の規定により東京都から一般競争入札に参加させないこととされた者

イ 東京都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ 都税、法人税、消費税等を滞納している者

エ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している者

オ 公の施設の管理が地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（第 166 条第 2 項で準用される場合を含む。）及び第 180 条の 5 第 6 項の規定における「請負」に含まれるとした場合に、その規定に抵触することとなる者

カ 東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱（24 総行革行第 469 号）の別表に掲げる排除措置対象者の 1 号から 6 号までのいずれかに該当する者

キ 東京都立公園条例第 24 条の 9 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により東京都から指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者。ただし、5 年を超える指定期間を設定した場合において、選定の基礎となった社会経済状況に変動が生じたと判断されたことを理由とする取消しがなされた場合は、本号に該当しないものとする。

(3) 複数の団体が共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）を構成して応募する場合は、あらかじめコンソーシアム結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行う（他の法人等は構成員とする。）。

なお、一つの公募単位に対し、複数の申請団体・コンソーシアムにおいて同時に構成員となることはできない。ただし、複数の公募単位（A～C）に同時に応募することを妨げない。

(4) コンソーシアムを構成するものが、(2) の欠格条項に該当する場合は、当該コンソーシアムが欠格条項に該当するものとみなす。ただし、欠格条項のうちキに

ついて、当該指定取消しの事由が当該コンソーシアムの一構成団体に帰すことが明らかな場合は、当該コンソーシアムを構成するその他の者は、欠格条項に該当しないものとする。

4 応募方法

(1) 応募書類

応募する公募単位ごとに、以下の書類を提出すること。

コンソーシアムで申請する場合は、①、⑤、⑥以外の書類は、すべて構成員ごとに提出すること。

なお、官公庁が発行する書類は、3か月以内に発行された原本に限る。

① 指定管理者指定申請書	様式1（原本1部）
② 指定申請に係る誓約書	様式2（原本各1部）
③ 法人等の概要	様式3（電子データ）
④ 公園施設又は類似施設の主な管理業務実績 直近3年間以内の主な実績を記載すること。	様式4（電子データ）
⑤ 事業計画書及び概要版 令和5年度から9年度までの事業計画について提案すること。 事業計画書は、「(別紙) 都立公園指定管理者選定事業計画書提案課題」に基づき、作成すること。 概要版はA4版2頁以内、様式は任意とする。	様式5 (正1部、副8部(複写可) 及び電子データ)
⑥ コンソーシアム結成協定書又はこれに相当する書類 コンソーシアムで申請する場合に提出すること。	任意様式（原本1部）
⑦ 定款、寄付行為又はこれに類するものの写し	任意様式（電子データ）
⑧ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近3年分）	任意様式（各1部及び電子データ）
⑨ 財務情報に関する確認事項	様式6（電子データ）
⑩ 法人登記簿の謄本 法人以外の場合はこれに類するもの	各種証明書（原本各1部）

<p>⑪ 納税証明書（直近1年分）</p> <p>法人税、消費税及び地方消費税（納税証明書「その3」または「その3の3」で提出）、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税、法人事業税）。</p>	<p>各種証明書（原本各1部）</p>
---	---------------------

（2）応募書類の取扱い

ア 著作権

申請団体から提出された応募書類の著作権は、申請団体に帰属する。

ただし、指定管理者に選定された申請団体の応募書類については、都が指定管理者制度導入による都立公園の管理運営内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理办法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとする。

ウ 応募書類の返却

応募書類は、返却しない。なお、情報公開条例等の規定に基づき応募書類が公開される場合がある。

（3）募集要項等の配布

募集要項や仕様書、図面等の配布資料は、下記の配布開始日以降、東京都建設局のホームページからダウンロードすること。窓口での配布は行わない。

【ホームページアドレス】

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/shitei_koubo/index.html

【配布開始日】

令和4年4月7日（木）から

（4）募集に関する質問

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、様式7「都立公園等指定管理者指定申請に関する質問票（以下「質問票」という。）」を公募単位ごとに以下の期間内に、電子メールで以下のアドレス宛に送付すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。受け付けた質問は、下記（5）説明会において回答する。なお、質問票を送付する前に、別添「指定管理者募集選定に関するQ&A」を参照すること。

【質問受付期間】 令和4年4月15日（金）から4月21日（木）まで

【メールアドレス】 ml-kouenkanri@section.metro.tokyo.jp

（5）説明会

申請予定団体に対して、次のとおり説明会を開催する。

申請予定団体は必ず出席すること。説明会に参加していない団体からの申請は受け付けない。

ア 開催日時 令和4年5月19日（木）午後2時から

イ 開催方法 オンライン会議形式で開催

ウ 参加申込み

参加を希望する団体は、様式8「都立公園等指定管理者公募説明会参加申込書」に必要事項を記入し、令和4年4月21日（木）までに、電子メールで以下のアドレス宛に申し込むこと。

【メールアドレス】 ml-kouenkanri@section.metro.tokyo.jp

（6）応募書類の提出

応募書類は、公募単位ごとに、以下の期日の午前10時から午後5時までに下記提出窓口へ持参すること。電子データで提出する書類は、CD-RまたはDVD-Rにより提出すること。なお、郵送、FAX、電子メール等による提出は一切受け付けない。また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めない。書類に不備又は不足等があった場合は失格となる場合がある。

【提出期日】 令和4年6月3日（金）、6日（月）の2日間

【提出窓口】 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎5階北側

東京都建設局公園緑地部管理課指定管理者制度担当

電話 03-5320-5367 都庁内線 41-235

5 指定管理者の選定等

（1）選定の進め方

ア 外部委員を含めた指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等により一次審査（書類審査）を行う。結果は、令和4年7月下旬から8月上旬に申請団体全員に通知する。

イ 一次審査通過団体に対し、二次審査を実施する。

二次審査では、一次審査通過団体が、提出した事業計画書等の内容について選定委員にプレゼンテーションを行い、その後、選定委員の質問に回答する。

二次審査後、公募単位ごとに最優秀団体を決定する。

ウ 指定管理者選定委員会での最優秀団体の選定結果に基づき、令和4年11月中旬（予定）に、知事が指定管理者の候補者を決定し公表する。

エ 指定管理者の指定は、令和4年東京都議会第四回定例会（予定）での議決を経て行う。指定の議決後、指定管理者は東京都と細目について協議し、基本協定と令和5年度の費用に関する協定を締結する。

（2）選定基準及び配点等

ア 指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行う。

（ア）公園施設の維持及び管理業務について相当の知識及び経験を有するものを当該業務に従事させることができること。

（イ）安定的な経営基盤を有していること。

（ウ）公園の効用を最大限に發揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

（エ）都市公園法その他関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができるること。

（オ）公園の維持の技術に係る指導育成体制が整備されていること。

（カ）公園施設又はこれに類する施設における良好な管理業務の実績を有すること。

イ 選定基準を踏まえ、提出された事業計画書等の内容を以下の項目により採点評価する。

<130点満点>

評価項目	配点
○管理運営能力を有すること。	30
<ul style="list-style-type: none">・公園施設又はこれに類する施設における良好な業務実績を有しているか。・指定管理者の役割を十分に理解しているか。・公園管理に関する知識を有しているか。・都の公園緑地行政に関する長期計画等を十分に理解しているか。・事業主体として社会的責任を果たしていく意思があるか。・既存事業の経営基盤が安定しているか。・維持技術の水準を向上させる上で必要となる、相応の体制を確保しているか。	

○公園の魅力やサービスの向上が図られること。	70
<ul style="list-style-type: none"> ・都立公園にふさわしい管理運営となっており、かつ環境の変化、立地条件や利用者の特性にも着目しているか。 ・公園利用者に対して質の高いサービスを提供できるか。 ・日常的な苦情要望把握と管理業務への反映が適切か。 ・都民協働や地域コミュニティとの連携に対する取組が適切か。 ・自主事業が効果的で、収益還元が公園の魅力やサービスの向上につながっているか。 ・東京 2020 大会レガシーの継承に積極性は見られるか。 ・公園を適切に維持管理する能力を有しているか。 ・安全管理や危機管理について、的確な能力を有しているか。 ・施設補修等への対応方針は明確で、対応姿勢に積極性は見られるか。 ・適切な植栽管理、施設管理の内容となっているか。 ・公園が持つ緑の特性を一層引き出すための新たな維持管理に対する取組姿勢は見られるか。 	
○効率的な管理運営ができること。	30

(3) 選定結果の公表

指定管理者候補者の選定結果については、以下の事項を東京都建設局のホームページにおいて公表する。

また、指定管理者候補者として選定されなかった場合や欠格条項に該当したことにより選定外となった際にも、理由等を公表する場合がある。

ア 施設の名称及び所在地、指定管理者候補者の名称、指定の期間

イ 選定の経緯、選定理由

(ア) 選定方法

(イ) 採点項目及び配点

(ウ) 応募事業者名および応募事業者数

(エ) 各応募事業者の採点項目ごとの得点状況（指定管理者候補者以外の事業者名は匿名）

ウ 選定委員会議事要旨

エ 指定管理者候補者の事業計画

オ 選定委員会名及び委員氏名

カ その他必要な事項

(4) 指定管理者の業務開始までのスケジュール（予定）

ア 募集要項・資料の発表	令和4年4月7日(木)から
イ 質問書受付	令和4年4月15日(金)から4月21日(木) まで
ウ 募集説明会	令和4年5月19日(木)
エ 申請書受付期間	令和4年6月3日(金)、6月6日(月)
オ 二次審査	令和4年8月中旬
カ 指定管理者候補者決定	令和4年11月中旬
キ 議会における議決	令和4年12月下旬
ク 基本協定・年度協定の協議	令和5年2月
ケ 指定管理者による管理の開始	令和5年4月1日(土)

6 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

ただし、指定期間内であっても、東京都立公園条例第24条の9の取消し事由に該当する場合には、指定管理者の指定を取り消すことがある。

7 管理運営経費

(1) 選定基準額

応募者は、以下に示す都の選定基準額（単年度）を参考とし、指定管理料を提案すること。なお、利用料金制は適用しない。

A：「都市部の公園・東部」グループ	605,946,000円
B：「都市部の公園・南部」グループ	583,042,000円
C：「都市部の公園・北部」グループ	656,244,000円
(※ いずれも消費税及び地方消費税を含む。)	

(2) 指定管理料の支払方法

- ア 事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払う。
- イ 指定管理料は、都の会計年度を基準として、毎月履行確認後に指定管理者の請求を受けて支払う。
- ウ 都が支払う指定管理料の精算は行わない。なお、経費の不足分は、指定管理者の負担となる。

エ 都は、年度ごとに予算要求を行い、都議会の議決をもって次年度の予算額が確定する。

なお、指定期間中において、開園区域や施設及び物件の増減等により、管理運営内容に変更が生じる場合は、原則として指定管理料も増減させる。

8 指定管理者と東京都の責任分担

指定管理者と東京都の責任分担については、以下のとおりである。

項目	指定管理者	東京都
公園の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、都民協働、自然環境保全、利用促進活動等）	◎	
公園施設の維持管理（植物管理、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕（軽微な改修を含む）、安全衛生管理、光熱水費支出等）	◎	
有料施設の使用承認（受付、承認、料金徴収業務）	◎	○ (料金は都歳入)
管理所、倉庫内等の物品管理	◎	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	◎	○ (指示等)
災害復旧（本格復旧）		◎
公園の法的管理（占使用許可、行為の制限の解除）	○ (受付・交付及び徴収業務に限る)	◎
公園施設の整備、改修		◎
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）		◎

9 管理運営状況評価の実施及び評価結果の選定への反映

（1）管理運営状況評価

都は毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行い、その結果を公表する。

（2）管理運営状況評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、当該都立公園（グループ）の次回指定管理者の選定公募に応募し、かつ当該管理者が当該施設の管理運営状況評価においてあらかじめ定められた基準に合致する実績を有する場合、次回の選定において、それまでの管理運営状況評価の実績に応じた加算若しくは減算を採点評価に反映させることとする。

（3）管理運営状況評価結果の反映の実施条件

（2）は、指定管理者選定時点及び次期指定期間において、以下の同一性が全て確保されていることを条件として実施する。

ア 事業者の同一性

対象となる事業者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していると認められること。

また、対象となる事業者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアムの構成員が同一であり、かつ各々の構成員が同一性を有していると認められるこ。

イ 事業内容の同一性

対象となる都立公園の設置条例で定める「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」及び事業内容に、大幅な変更がないこと。

ウ 施設の同一性

対象となる都立公園（グループ）の構成に大幅な変更がないこと。

10 指定の取消し

（1）選定団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがある。

（2）指定管理者が、協定の締結までに、事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

（3）指定管理者の指定に係る申請をした日から、管理に関する業務を終了する日までの間、3（2）に掲げる欠格条項のいずれにも該当しないこと。該当する場合には、指定管理者の指定を取り消すことがある。

11 その他

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (2) 現在、都は公園の多機能利用等を検討しており、指定期間中に管理運営内容に変更が生じる場合がある。
- (3) 応募受付後に申請を辞退する場合には、辞退届を提出すること。
- (4) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (5) 応募に関する提出書類及び調整等における言語は日本語、単位はメートル法、金額は円を使用すること。
- (6) 管理業務の一部を第三者に委託する契約において、暴力団等を排除するための特約を締結すること。
- (7) 東京都震災対策条例に基づく避難場所等に指定されている公園については、災害の発生時において必要な協力をを行うこと。
- (8) 緊急時や災害発生時に、都と指定管理者がそれぞれの役割分担に基づき対応する場合等において、人員の確保等の体制を整えること。
- (9) 施設賠償責任保険への加入その他、利用者が被った損害への対応に備えた措置を講じること。

<問い合わせ先>

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 5階北側

東京都建設局公園緑地部管理課 指定管理者制度担当

電話 03-5320-5367 都庁内線 41-235

E-mail : ml-kouenkanri@section.metro.tokyo.jp